

第3回出身校別対抗戦 実施要項

- 1 期 日 令和5年8月11日(金) 10時開会 受付9時30分
- 2 会 場 鳥取県立武道館 米子市両三柳 3192-14 TEL0859-24-9300
- 3 競技種目 近的競技 ※(公財)全日本弓道連盟『弓道競技規則』による。
- 4 競技種類 団体競技 立射(各校1チーム(5人以上)、男女混成可、学校混成チーム編成可)。
 - (1) 鳥取県内外の卒業した中学、高校、高等専門学校、専修学校、大学等でチームを編成(5人団体)し、団体が6人以上の場合は、的中上位者5名の記録を採用して団体的中とする。
 - (2) 在学中の最終学年次生は、現在の在学を出身校とすることができる。
 - (3) 在学中の学生は、出身中学または高校を出身校として参加することができる。
 - (4) 申込時点で4名以下の場合は団体として認めず、別団体との混成チームとする。ただし、当日の欠席により、5人が4人になった場合は団体として認める。
 - (5) 1校4名以下でのエントリーは、事務局の判断で別団体と合同チームを編成する。
- 5 競技方法 団体競技(的中制)
 - (1) 予選 各自4つ矢1立(5人立20射の総的中数による)。6名以上のチームは上位5名(20射)の記録を持ってチーム記録とする。
 - ①予選順位を決める競射は行わない。
 - ②同中の場合は、予選立順の早いチームを上位とする。
 - (2) すべてのチームを決勝進出とし、予選記録をもってトーナメントを編成する。
 - (3) 決勝トーナメント
 - ①1人一手1回。6名以上のチームは上位5名(10射)の記録を持ってチーム記録とする。
 - ②同中の場合は競射(1人1本)を行う。6名以上のチームは上位5名(5射)の記録を持ってチーム記録とする。
 - ③決勝戦は予選と同じく4つ矢1立(5人立20射の総的中数による)とする。
 - (4) 団体上位3チームに賞状および優勝チームにカップを授与する。
 - (5) 参加人数、チーム数等により、競技方法を変更する場合がある。
- 6 参加資格
 - (1) 高校3年生以上の令和5年度鳥取県弓道連盟登録会員
 - (2) 会員外の高校3年生以上で、過去に弓道部に所属、教室に通うなどの相応の弓道経験がある者
 - (3) 県外在住者は、鳥取県内の学校を卒業した者に限る
 - (4) 県内在住者は県内外の出身校を問わず出場可
- 7 参加料金 一般500円、大学生300円、高校生無料 当日徴収
- 8 申込締切 **令和5年8月3日(木) 必着**

9 申込方法 所定の申込用紙まに必要事項を記入し、下記に E-mail または FAX にて申し込むか、下記 QR コードまたはリンクから専用申込フォームにて申し込むこと

申込先 鳥取県弓道連盟事務局

〒683-0003 鳥取県米子市皆生 5 丁目 17-31-101 本田洋平方

TEL : 090-4575-4295 FAX : 0859-37-5361 E-mail : tottoriken@kyudo.jp

※実施要項、申込書は県弓連鳥すぽ net からダウンロード可能です。

◎鳥取県弓道連盟「鳥すぽ net」 <https://www.torisupo.com/kyuudou/>

※QR コードからもアクセスできます。



◎第 3 回出身校別対抗戦専用申込フォーム

https://docs.google.com/forms/d/1Ch_oN290ZhMrs0U8_3F-BhjL-RAAO-Gxk-TdiU92Jkw/edit

※申込フォームでは参加者個々に申し込みができます。

10 競技の運行について 競技参加者全員が、競技の運営にあたること。

11 服装について

- (1) 服装は弓道衣（色は問わない）または和服、そのほか安全に行射できる服装とする。アンダーシャツの色は問わない。
- (2) 行射に危険が生じる服装は避けること（前面に紐やジッパー、ボタンがあるもの等）。

12 その他

- (1) 試合の遅刻について（競技委員長の了承が必要）
 - ①止む得ない事由により遅れる場合は、受付終了までに遅れる旨を県弓連事務局に連絡すること。
 - ②当該者の立順に間に合えば、試合の参加を認めるものとする。
- (2) 競技中、競技往復時の事故については、参加者全員とも自己責任であり弓道連盟は責任を負わない。
（スポーツ安全保険等への加入を推奨）
- (3) 個人情報の取り扱い（申込書の提出により、次の関係資料の取り扱いの旨、承諾を得たものとする）
 - ①大会プログラムならびに関係書類、県弓連 SNS 等への記載（名前、称号・段位・結果等）
 - ②報道機関、写真業者等の写真撮影とその掲載等については、主催者は関知しない。関係各法例を遵守する義務は、写真撮影者にあることを主張する。